

バリアフリー法に基づく「特定公園施設の設置の基準に関する条例」(素案)の概要

1. 条例制定に当たっての国の基準

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）
（平成18年法律第91号）
- ・移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
（平成18年国土交通省令第115号）

2. 条例に定める基準の考え方

国の基準を参酌し、北海道の条例素案、帯広市居住環境ユニバーサルデザイン指針、帯広市福祉環境整備要綱、公共建築物設計の考え方に定める基準を踏まえて基準を定めます。

3. 参酌すべき基準の概要

| 根拠法 | 項目 | 基準の内容 | |
|---------------------------------------|------------------|---|--|
| | | 国の基準（参酌すべき基準） | 市の基準 |
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の促進 | 都市公園における移動等円滑化基準 | 特定公園施設の出入口、通路、階段等の幅、勾配等の基準を定めること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ※特定公園施設 園路及び広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場手洗場、管理事務所、掲示板、標識 </div> （主な基準例） ・園路・広場の出入口の幅が原則120cm以上 ・通路の縦断勾配が原則5%以下 ・傾斜路の幅が原則120cm以上 | 原則、国の基準どおりとするが、一部、北海道の条例素案、帯広市居住環境ユニバーサルデザイン指針、帯広市福祉環境整備要綱、公共建築物設計の考え方と整合を図った基準とする。 →原則180cm以上 →原則4%以下 →原則150cm以上 |

4. 国の基準と異なる項目

(1) 国の基準を拡充した項目

| 項目 | 基準の内容 | | 備考 | |
|--------|-------|----------------------------|----------------------------------|-----------------|
| | 国の基準 | 市の基準 | | |
| 園路及び広場 | 出入口 | 幅は、原則120cm以上 | 幅は、原則180cm以上 | |
| | 通路 | 縦断勾配は、原則5%以下 | 縦断勾配は、原則4%以下 | |
| | 傾斜路 | ただし、階段又は段に併設する場合の幅は、90cm以上 | ただし、階段又は段に併設する場合の幅は、120cm以上 | 例外的に取扱う場合の基準を拡充 |
| | | 縦断勾配は、8%以下 | 縦断勾配は、6%以下とするが、やむを得ない場合は、8%以下とする | |

| 項目 | 基準の内容 | | 備考 | |
|-------------|---------------|-----------------------|-----------------------|-----------------|
| | 国の基準 | 市の基準 | | |
| 屋根付広場 | 出入口 | ただし、やむを得ない場合、幅は80cm以上 | ただし、やむを得ない場合、幅は90cm以上 | 例外的に取扱う場合の基準を拡充 |
| 休憩所及び管理事務所 | 出入口 | ただし、やむを得ない場合、幅は80cm以上 | ただし、やむを得ない場合、幅は90cm以上 | 例外的に取扱う場合の基準を拡充 |
| | 戸を設ける場合 | 幅は、80cm以上 | 幅は、90cm以上 | |
| 野外劇場及び野外音楽堂 | 通路 | ただし、やむを得ない場合、幅は80cm以上 | ただし、やむを得ない場合、幅は90cm以上 | 例外的に取扱う場合の基準を拡充 |
| | | 縦断勾配は、原則5%以下 | 縦断勾配は、原則4%以下 | |
| | 車いす使用者用観覧スペース | 奥行きは、120cm以上 | 奥行きは、140cm以上 | |
| 便所 | 出入口 | 幅は、80cm以上 | 幅は、90cm以上 | |
| | 戸を設ける場合 | 幅は、80cm以上 | 幅は、90cm以上 | |

(2) 市独自の基準を追加した項目

| 項目 | 基準の内容 | | 備考 |
|-------------|--|--|----|
| | 市の基準 | | |
| 園路及び広場 | 出入口 | 表面は、滑りにくい仕上げとするとともに、走行性、歩きやすさを考慮した材料とすること | |
| | | 必要に応じ、点字ブロックや舗装材の変化等により道路との区分を明らかにすること | |
| | 通路 | 排水溝を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること | |
| | | 必要に応じ、視覚障害者の円滑な通行を確保するため、点字ブロックを敷設すること | |
| | | 必要に応じ、手すりを設けることとし、当該手すりの必要な箇所には、点字表示を行うこと | |
| 階段 | 階段の上端及び下端に近接する園路等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること | | |
| 傾斜路 | 必要に応じ、スロープの上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設すること | | |
| 休憩所及び管理事務所 | 戸を設ける場合 | ガラス戸を使用するときは、衝突時の事故防止のため、安全ガラスとすること | |
| 野外劇場及び野外音楽堂 | 車いす使用者用観覧スペース | 車いす使用者用観覧スペースは、水平とすること | |
| 便所 | 非常呼出ボタン | 非常呼出ボタンは、転倒を考慮して2箇所設置すること | |
| 掲示板及び標識 | 標識 | 高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮して、障害者、高齢者等が円滑に利用できるものとともに、必要に応じ点字表示を行うこと | |
| | | 必要に応じ、音声により視聴障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること | |